

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成21年10月22日(2009.10.22)

【公開番号】特開2006-255337(P2006-255337A)  
 【公開日】平成18年9月28日(2006.9.28)  
 【年通号数】公開・登録公報2006-038  
 【出願番号】特願2005-80749(P2005-80749)  
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年9月8日(2009.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のLEDを列状に配設した回転役物をステップモータにより回転し、前記回転役物の回転中に前記複数のLEDの発光により画像表示を行う回転ユニットと、遊技盤に配設される遊技盤ランプと、を備えた遊技機であって、

主基板と、サブ統合基板と、ランプ駆動基板と、役物制御基板と、を備え、

前記主基板は、遊技の進行に基づいて、前記サブ統合基板に遊技進行コマンドを出力し、

前記サブ統合基板は、前記遊技進行コマンドに基づいて、各種遊技に関する制御を行い、

前記ランプ駆動基板は、前記遊技盤ランプの点灯制御を行い、

前記役物制御基板は、前記回転ユニットの制御を行い、

前記サブ統合基板は、第1のシリアルポート及び第2のシリアルポートを備え、

前記主基板から出力された遊技進行コマンドに基づいて、

前記第1のシリアルポートは、前記ランプ駆動基板にランプ用制御信号をシリアル出力し、

前記第2のシリアルポートは、前記役物制御基板に役物用制御信号をシリアル出力し、

前記ランプ駆動基板は、前記第1のシリアルポートからシリアル出力された前記ランプ用制御信号に基づいて、前記遊技盤ランプを駆動し、

前記役物制御基板は、前記第2のシリアルポートからシリアル出力された前記役物用制御信号に基づいて、前記回転ユニットの複数のLEDの発光制御と、前記回転ユニットのステップモータの駆動制御と、をそれぞれ行うことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記ランプ用制御信号は、ランプ用転送クロック及びランプ用データからなり、

前記ランプ用データは、前記ランプ用転送クロックと同期して前記第1のシリアルポートからシリアル出力され、

前記役物用制御信号は、役物用転送クロック及び役物用データからなり、

前記役物用データは、前記役物用転送クロックと同期して前記第2のシリアルポートからシリアル出力され、

前記ランプ用転送クロックは、500kHz未満であり、  
前記役物用転送クロックは、前記ランプ用転送クロックの分周した値に設定されている  
ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

**【請求項3】**

請求項1又は2に記載の遊技機であって、  
前記役物制御基板は、  
デイジーチェーン接続可能なシフトレジスタ  
を備え、  
前記シフトレジスタは、前記第2のシリアルポートからシリアル出力された前記役物用  
データ及び前記役物用転送クロックが入力され、前記サブ統合基板から出力される役物用  
ラッチ信号が入力されると、該役物用ラッチ信号を契機として、該役物用データをパラレ  
ルデータに変換し、

前記サブ統合基板は、前記役物用ラッチ信号を出力したあと、役物用データの出力が完  
了した旨を伝える出力完了信号を前記役物制御基板に出力することを特徴とする遊技機。

**【手続補正2】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0035

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0035】**

本発明の請求項1においては、サブ統合基板からのコマンドに基づいて遊技演出を行う  
基板をサブ統合基板と別体に設けることにより、サブ統合基板に備えたCPUの負荷を抑  
制することができる。請求項2においては、役物用転送クロックが、ランプ用転送クロッ  
クの分周によって決定づけられる値になる仕組みにしたので、個別にクロックを用意す  
る必要がない。請求項3においては、サブ統合基板は、役物用データの出力が完了したとき  
に、役物用データの出力が完了した旨を伝える出力完了信号を、役物制御基板に出力す  
る仕組みにしたので、役物制御基板は、サブ統合基板の状態を知ることができ、サブ統合基  
板の状態を認識した上で役物用データを取り込むことができる。